

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る環境大臣の許可等について

1. 概要

平成 28 年 2 月 22 日付けで経済産業大臣より提出された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に係る申請について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染等防止法」という。）第 18 条の 8 第 1 項に基づき、平成 28 年 3 月 31 日付けで環境大臣の許可を行った。また、同法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、指定海域の指定を行った。

2. 背景・経緯

- (1) 海洋汚染等防止法においては、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄を原則禁止しているが、例外的に、同法第 18 条の 7 第 2 号に規定する特定二酸化炭素ガスについては、同法第 18 条の 9 に規定する許可基準を満たす場合にのみ、環境大臣の許可を受けた上で、海底下廃棄を認めている。
- (2) また、海底下廃棄された特定二酸化炭素ガスは、海底の形質の変更が行われなければ安定的な状態であるものの、当該海域において、海底の掘削その他の海底の形質の変更が行われる場合には、海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがある。
このため、環境大臣は、特定二酸化炭素ガスが海底下廃棄された海域であって、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがある海域を指定海域として指定することとされている。
- (3) 平成 28 年 2 月 22 日付けで、経済産業大臣から、苫小牧沖における特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に係る申請書が提出された。当該申請について審査した結果、許可基準のいずれにも適合していると認められたため、平成 28 年 3 月 31 日付けで、環境大臣の許可を行うとともに、当該許可に係る海域を指定海域として指定する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の指定（告示）」を平成 28 年 3 月 31 日（木）に公布した。

3. 今後の対応

海洋汚染等防止法に基づき、事業者である経済産業省は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視を行い、環境大臣に遅滞なく報告することとなっている。

環境省は、その監視報告の内容を確認し、必要に応じて改善命令を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

(参考1：特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可基準について)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号)(抄)

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可)

第十八条の八 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画
- 三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視(次条第三号及び第十八条の十において単に「汚染状況の監視」という。)に関する計画
- 四 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであること。
- 三 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画及び汚染状況の監視に関する計画に従つて特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令(平成十九年九月十九日環境省令第二十三号)(抄)

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関する基準)

第二条 法第十八条の九第一号(法第十八条の十二において読み替えて準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。)の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し環境省令で定める基準は、次に掲げる海域において海底下廃棄をすることとする。

- 一 地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がない海域
- 二 将来において地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域
- 三 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を有する海域
- 四 海底下廃棄をした特定二酸化炭素ガスの状態の監視及び汚染状況の監視(法第十八条の八第二項第三号に規定する汚染状況の監視をいう。以下同じ。)をすることができる海域
- 五 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合において、当該障害の拡大又は発生を防止するために必要な措置を講ずることができる海域
- 六 当該海域及びその周辺の海域における、海洋環境の保全上特に保護を図る必要があるものの所在に関する知見が得られている海域

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る申請者の能力に関する基準)

第三条 法第十八条の九第三号 (法第十八条の十二において読み替えて準用する法第十条の十第三項において準用する場合並びに法第十八条の十三第二項及び第十八条の十四第三項において読み替えて準用する場合を含む。) の申請者の能力に関し環境省令で定める基準は、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があることとする。

(参考 2 : 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がなされた海域について)



指定海域は、緯度・経度を用いて指定

(参考 3 : 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る施設概要)

